

第3編 土木工事共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

特仕1-1-4 現場技術員

1. 業務の協力

受注者は、現場監督技術業務等を管理する管理技術者、準管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。

2. 受注者からの連絡

受注者は「共仕」第3編1-1-4現場技術員（2）のほか**連絡**についても、現場技術員を通じて行うことができる。

3. 監督職員からの連絡

監督職員から受注者に対する**連絡**が現場技術員を通じて行われた場合は、監督職員から直接**連絡**があったものと同等である。

特仕1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1. 立会の実施

「共仕」第3編1-1-6監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第1項の立会の実施にあたっては、土木工事書類作成提出要領に定める**確認・立会**願により実施するものとする。

- ① 受注者は**確認・立会**の希望日と内容等の**確認立会**事項について**確認・立会**願に記載し、あらかじめ監督職員へ**提出**するものとする。
- ② 監督職員は**提出**された**確認立会**事項に対しての**確認立会**方法を受注者に**通知**するものとし、**確認立会**の実施後は速やかにその結果を**確認立会**書として回答するものとする。
- ③ **確認・立会**願による**提出、通知、回答**は電子メールを使用することを原則とし、**確認・立会**に用いた資料等は**確認・立会**の実施者が保管するものとする。

2. 段階確認の実施

「共仕」第3編1-1-6監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第6項の段階確認の実施にあたっては、別に定める**段階確認**簿により実施するものとする。

- ① 受注者は、「共仕」第3編1-1-6表1-1**段階確認**一覧表に示す**確認**時期において、**段階確認**を受けなければならない。
- ② 受注者は**段階確認**に係わる種別・細別、施工予定時期等を**確認**内容として**段階確認**簿に記載し、あらかじめ監督職員へ**提出**するものとする。
- ③ 監督職員は、**提出**された**確認**内容に対しての**確認**方法を受注者に**通知**するものとし、受注者は**通知**された**確認**方法により**段階確認**を受けなければならない。
また、**段階確認**においては受注者は臨場しなければならない。
- ④ **段階確認**の実施結果について監督職員は速やかに**確認**結果、**確認**日等を**確認**書として回答するものとする。
- ⑤ **段階確認**簿による**提出、通知、回答**は電子メールを使用することを原則とし、**段階確認**に用いた品質・出来形記録資料やその他参考資料等は、**確認**実施者が保管するものとする。

特仕1-1-8 品質証明

1. 品質証明の実施時期と内容

受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期と実施内容を**施工計画書**に記載しなければならない。

2. 品質証明の実施

品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期および工事検査の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により、整備、保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

特仕 1－1－15 提出書類

1. 工事書類の提出

受注者は、工事書類の**提出**は、表 1－1 に基づき実施するものとする。

表1-1 工事関係書類一覧表【中部地整版】

作成 時期	種 別	工 事 関 係 書 類	書類作成の根拠	書類作成者			受注者書類作成の位置付け				備 考
				発注者	提出		提示	その他			
					監督職員	契約 担当課		発注 担当課	受注者 保管	監督職員 へ連絡	
契約関係書類			現場代理人等通知書		○						契約図書で規定された場合に提出する。(工期6ヶ月以上、請負代金額1億円以上対象)
			請負代金内訳書		○						
			工事工程表		○	○					
			現脱指指導事項(H13.3.30付建設省厚労発第22号) 共通仕様書1-1-1-40-5		○						
			現脱指指導事項(H13.3.31付建設省厚労発第22号)		○	○				本済証紙の購入状況を把握するため、共済証紙の受払簿その他の関係資料について提出を求めることがある。	
			工事請負契約書第34条1項		○						
			契約後VE方式の取行に係る手続書について(H13.3.30付国官技第70号、国官技第79号、国官計第61号)		○	○					
			登録内容確認書		○			○		受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ提示する。(旧称：工事カルテ受領書)	
			品質証明員通知書		○					契約図書で規定された場合に提出する。	
			再生資源利用計画書 （建設資材搬入工事用）		○	○				該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
その他			再生資源利用促進計画書 （建設副産物搬出工事用）		○	○			該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。		
			建設リサイクル法に基づく通知書	○							
			施工計画書		○	○				工期や数量のわずかな変更等、軽微な変更の場合には変更施工計画書の提出は不要。提出済みの施工計画書に変更箇所を追加もしくは削除することによって提出に代える。	
1 施工計画	① 施工計画		ISO9001品質計画書		○	○					
			基本計画書		○	○				工事を一時中止する期間の工事現場の維持・管理に関する計画書、監督職員に提出し承諾を得ること。	
工事書類			設計図書（照査確認資料） （契約書18条に該当する事実がある場合）		○	○				契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合のみ提出する。（契約書第18条第1項の範囲を超えないこと）	
			設計図書（照査確認資料） （契約書18条に該当する事実がない場合）		○			○		契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合（設計図書と一致している場合）は提示とする。（契約書第18条第1項の範囲を超えないこと）	
			工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）		○						
			工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）		○					設計図書と差異があった場合のみ提出する。	
			工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と一致）		○					設計図書と一致している場合は提示とする。	
			施工体制台帳 （施工体制台帳確認一覧表）		○			○		工事を施工するために、締結した下請契約の代金の総額が3,000万円（土木工事）以上になる工事（下請総額3,000万円以下であっても、作成することが望ましい工事）の工事書類作成提出要領により施工体制台帳確認一覧表と施工体制系図及び工事担当技術者が確認できる資料の提出を行うものとする。	
			施工体系図		○						

工事着手前

作成 時期	種 別	工 事 関 係 書 類		書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備 考
		書 類 名 称	書類作成の根拠	発注者	受注者	監督職員	発注 担当課	発注者 保管	提示 監督職員 へ連絡	その他 監督職員 へ納品
工 事 中	工 事 書 類	3 施工状況	④ 施工管理	工事打合せ簿(指示)	○					
				共通仕様書1-1-1-2-21						
				工事打合せ簿(協議)		○				
				共通仕様書1-1-1-2-21						
				工事打合せ簿(承諾)		○				
				共通仕様書1-1-1-2-21						
				工事打合せ簿(提出)		○				
				共通仕様書1-1-1-2-21						
				工事打合せ簿(報告)		○				
				共通仕様書1-1-1-2-21						
				工事打合せ簿(通知)		○				
				共通仕様書1-1-1-2-21						
				関係機関協議資料 (許可後の資料)		○ (○)		○		許可後の資料については提示とする。 ただし、監督職員から請求があった場合は提出する。
				近隣協議資料		○ (○)		○		監督職員から請求があった場合は提出する。
				材料確認書		○				設計図書で指定した材料がある場合に提出する。
				材料納入伝票		○ (○)		○		設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。
				段階確認書		○				・契約図書で規定された場合のみ提出する。 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(※注者が作成する出来形管理資料に、確認した要領値を手書きで記入する)
				確認・立会依頼書		○				契約図書で規定された場合のみ提出する。
				休日・夜間作業届		○ (○)			○	口頭、フランクミ、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現場上の工事を行う場合は提出する。
				安全教育訓練実施資料		○		○		実施した内容について提示する。
				④ 安全管理		○		○		火薬取扱保安責任者及び従事者が携帯する本紙
				火薬取扱保安手帳及び従事者手帳		○		○		事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
				工事事故速報		○		○	○	事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
				工事事故報告書		○		○		422/3/30 特定特殊自動車に使用する燃料の原則化について、国土交通省建設工事で稼働する特定特殊自動車における不適正燃料使用の徹底を燃料とする建設機械の使用にあたっては、ガソリンスタンドで販売される軽油を選択すること。
				特定特殊自動車の燃料購入伝票		○		○		422/3/30 特定特殊自動車に使用する燃料の原則化について、国土交通省建設工事で稼働する特定特殊自動車における不適正燃料使用の徹底を燃料とする建設機械の使用にあたっては、ガソリンスタンドで販売される軽油を選択すること。
				環境対策						工程の進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。
				⑤ 工程管理		○				
				工事履行報告書		○				
				工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24						
				出来形管理図表		○		○		施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。
				出来形数量計算書		○		(○)		出来形の測定位置が分かるように断面図を記載する。
				出来形数量計算書		○		○		工事数量の計算等にあたっては、土木工事数量算出要領(案)を適用する。 契約数量以外の任意施工に係わる部分(設計図書に明示していないもの)の提出は不要。
				品質管理図表		○		○		施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように断面図を記載する。
				⑦ 品質管理		○		○		
				材料品質証明資料		○		(○)		設計図書で指定した材料がある場合に提出する。(様式自由)
				共通仕様書2-1-2-1						

作成 時期	種 別	工 事 関 係 書 類	書 類 名 称	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備 考	
				発注者	受注者	提出			提示		その他
						監督職員	契約 担当課	発注 担当課			
施 工 中	契約関係書類		認定請求書		○		○				中間前払いの条件がある工事
			中間前払金 履行報告書		○	○					
			請求書(中間前払金)		○		○				
			指定部分完成通知書		○		○				
			完済部分 検査		○		○				
			指定部分引渡書		○		○				
			請求書(指定部分元済払金)		○		○				
			出来高内訳書		○		○				
			請負工事既済部分検査請求書		○		○				
			出来高内訳書		○		○				
	現場発生品		請求書(部分払金)		○		○				部分引き渡しの条件がある工事
			修補完了報告書		○		○				
			修補 完成届(かし修補)		○		○				
			部分 使用		○		○			部分使用がある場合に提出する。	
			工期延期届		○		○			工期の延長を請求する場合に提出する。	
			支給品受領書		○		○			支給品を受領した場合に提出する。	
			支給品精算書		○		○			支給品を受領した場合に提出する。	
			建設機械使用実績報告書		○		○			建設機械の貸与がある場合に提出する。	
			建設機械借用書		○		○			建設機械の貸与がある場合に提出する。	
			建設機械返納書		○		○			建設機械の貸与がある場合に提出する。	
			現場発生品調査書		○		○			現場発生品がある場合に提出する。	
その他		出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)		○		○			中間技術検査、既済部分検査等の際に提出する。		
		産業廃棄物管理表(マニフェスト)		○			○		産業廃棄物を搬出した場合に提示する。		
		新技術活用関係資料		○					新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工 事施工する場合に提出する。 発注者指定型は活用効果調査表、施工者希望型は活用・評価申請書、 活用効果調査表		

工 事 完 成 時 期	種 別	工 事 関 係 書 類	書 類 名 称	書類作成の根拠	書類作成者		受注者書類作成の位置付け					備 考	
					発注者	受注者	提出			提示	その他		
							監督職員	契約担当課	発注担当課		受注者保管		監督職員へ連絡
契約関係書類	完成通知書			工事請負契約書第31条1項 共通仕様書1-1-1-20-1	○	○							
	引渡書			工事請負契約書第31条4項	○	○	○						
	請求書(完成代金)			工事請負契約書第32条1項	○	○	○						
	出来形管理図表			共通仕様書1-1-1-23-8	○	○			(○)				施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置がわかるように断面図を記載する。
	品質管理図表			共通仕様書1-1-1-23-8	○	○			(○)				施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置がわかるように断面図を記載する。
工事書類	品質証明書			共通仕様書3-1-1-8-(1)	○	○							契約図書で規定された場合に提出する。
	工事写真			共通仕様書1-1-1-23-8	○	○	○						工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。(紙の工事写真帳は提出不要)
	完成写真				○	○	○						土木工事書類作成提出要領に基づき紙媒体で提出する。
	総合評価実施報告書			総合評価実施方式の実施について (H12.9.20付建設省厚労発第30号)	○	○							総合評価実施方式を適用して契約した場合に提出する。
	イメージアップの実施状況			土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算要領(案)(H19.3.29付国官技第354号)	○	○							イメージアップ対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するとともに、実施状況について写真等を含め提出する。
工事完成図書	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)			共通仕様書3-1-1-16	○	○							創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。
	工事完成図			共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	○	○						○	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。
	工事管理台帳			共通仕様書3-1-1-9	○	○						○	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。
その他	地質・土質調査成果			共通仕様書3-1-1-9-6	○	○						○	
	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用- 再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-			共通仕様書1-1-1-18-6 共通仕様書1-1-1-18-6	○	○		○					該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。 該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
	特定調達品目調達実績調査表			共通仕様書1-1-1-30-9	○	○							グリーン購入法に基づく特定調達品目の使用実績調査
その他	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)			共通仕様書1-1-1-12-5-(3)	○	○			○				「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

2. 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事（業務）の施行（履行）のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。

対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令及び国土交通省情報セキュリティポリシー（平成18年4月19日）に準拠しなければならない。

また、国土交通省情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督職員に**提示**を依頼するものとする。

特仕 1－1－16 創意工夫

受注者は、「共仕」第3編1－1－16創意工夫に関する事項について、実施内容を具体的に**施工計画書**に記述するとともに、実施状況を所定の様式に記載し**報告**することができる。

特仕 1－1－17 土木工事品質確認技術者

受注者は、**設計図書**で土木工事品質確認技術者を選択できる対象工事と明示され、土木工事品質確認技術者を選択した場合は、次の各号によるものとする。ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事及びISO認証取得活用工事として承認された工事は本制度を選択できない。

- (1) 受注者は、土木工事品質確認技術者を選択した場合は、中部地方整備局長が認定した土木工事品質確認技術者を配置しなければならない。
- (2) 土木工事品質確認技術者は、当該工事に従事していない社内の者でかつその他工事に常駐・専任していない者とする。また、土木工事品質確認技術者を定めた場合、**書面**により氏名、資格（土木工事品質確認技術者認定証の写しを添付）、経験（過去5カ年程度）及び経歴書を監督職員に**提出**するものとする。なお、土木工事品質確認技術者を変更した場合も同様とする。
- (3) 土木工事品質確認技術者は、下記に示す品質確認等を行うものとし、実施した内容を記載した様式および**確認**した資料等を整備・保管するものとする。また、資料等は完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員及び検査職員の請求があった場合には速やかに**提示**するものとする。
 - ①表1－1「品質段階確認一覧表」に示す段階について臨場等により**確認**。
 - ②表1－1に記載のない種別、細別については、別途**段階確認**等について、監督職員と**協議**し定めた内容。
- (4) 受注者は、品質確認の実施にあたり、**段階確認**の品質確認の項目を**施工計画書**の（15）その他に記載しなければならない。
- (5) 土木工事品質確認技術者の資格を有する者は、「共仕」第3編第1章1－1－8、「特仕」第3編第1章1－1－8の品質証明における品質証明員と兼ねて実施することができるものとする。
- (6) 土木工事品質確認技術者は、原則として技術検査（完成・完済・中間）に立ち会わなければならない。
- (7) 土木工事品質確認技術者を選択した場合は、上記（3）の**段階確認**に要する費用については、別途監督職員と**協議**するものとする。

特仕 第3編 土木工事共通編 第1章 総 則

表 1－1 品質段階確認一覧表

一般：一般監督
重点：重点監督

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監督技術基準 (案) による 段階確認頻度 A	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度 による 監督職員等の段階確認頻度 C
					臨場による品質確認頻度 B	写真等による品質確認頻度 A－C－B	
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、 長さ、深さ等	1 回／1 工事	1 回／1 工事	－	1 回／1 工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)の変化した時	土(岩)質、変化位置	1 回／土(岩)質の変化毎	1 回／土質毎	A－C－B	1 回／1 工事
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ﾌﾞﾙｰﾌｫｰﾘﾝｸﾞ実施時	ﾌﾞﾙｰﾌｫｰﾘﾝｸﾞ実施状況	1 回／1 工事	1 回／1 工事	－	1 回／1 工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、 延長、施工厚さ	一般：1 回／1 工事 重点：1 回／1 0 0 m	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事	一般：－ 重点：A－C－B	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ	一般：1 回／1 工事 重点：1 回／1 0 0 m	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事	一般：－ 重点：A－C－B	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ	一般：1 回／1 工事 重点：1 回／1 0 0 m	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事	一般：－ 重点：A－C－B	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事
ﾊｰｼﾞｬﾙﾚｰﾝ 工	ｷﾝﾄﾞﾚｰﾝ 袋詰式ｷﾝﾄﾞﾚｰﾝ ﾊｰﾊﾞｰﾚｰﾝ	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1 回／2 0 0 本 重点：1 回／1 0 0 本	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事	A－C－B	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1 回／2 0 0 本 重点：1 回／1 0 0 本	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事	A－C－B	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事
締固め改良工	ｷﾝﾄﾝｺﾝﾊﾞｸｼｮﾝﾊｲﾙ	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1 回／2 0 0 本 重点：1 回／1 0 0 本	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事	A－C－B	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1 回／2 0 0 本 重点：1 回／1 0 0 本	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事	A－C－B	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事
固結工	粉体噴射搅拌 高圧噴射搅拌 セメントミルク 搅拌 生石灰ﾊｲﾙ	施工時	使用材料、深度	一般：1 回／2 0 0 本 重点：1 回／1 0 0 本	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事	A－C－B	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1 回／2 0 0 本 重点：1 回／1 0 0 本	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事	A－C－B	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1 回／2 0 本 重点：1 回／1 0 本	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事	A－C－B	一般：1 回／工事 重点：2 回／工事
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1 回／1 5 0 枚 重点：1 回／1 0 0 枚	一般：1 回／1 工事 重点：2 回／1 工事	A－C－B	試験矢板＋ 一般：1 回／工事 重点：2 回／工事
		打込完了時	基準高、変位		一般：1 回／1 工事 重点：2 回／1 工事	A－C－B	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1 回／7 5 本 重点：1 回／5 0 本	一般：1 回／1 工事 重点：2 回／1 工事	A－C－B	試験矢板＋ 一般：1 回／工事 重点：2 回／工事
		打込完了時	基準高、変位		一般：1 回／1 工事 重点：2 回／1 工事	A－C－B	

特仕 第3編 土木工事共通編 第1章 総 則

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監督技術基準 (案)による 段階確認頻度 A	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度 による 監督職員等の段階確認頻度C
					臨場による品質確認頻度 B	写真等による品質確認頻度 A－C－B	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	試験杭＋一般：1回／工事 重点：2回／工事
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／工事
		掘削完了時（中堀杭）	掘削長さ、杭の先端土質		一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	
		施工完了時（中堀杭）	基準高、偏心量		一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書 との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／工事
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎	1回／1工事	－	1回／土(岩)質毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1本	1回／1本	－	1回／工事
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄骨据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物	1回／1工事	A－C－B	1回／工事
		本体設置前(オープンケーソン)	支持層		1回／1構造物	－	
		掘削完了時(ニューマチックケーソン)		1回／土(岩)質の変化毎	1回／1工事	－	1回土(岩)質毎
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置		1回／1工事	A－C－B	1回／工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比		1回／1ロット		
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／1工事
		打込完了時	基準高、偏心量		一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物	一般：1回／工事 重点：1回／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事

特仕 第3編 土木工事共通編 第1章 総 則

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監督技術基準 (案)による 段階確認頻度 A	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度 による 監督職員等の段階確認頻度C
					臨場による品質確認頻度 B	写真等による品質確認頻度 A－C－B	
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線	－	－	1回／1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線	－	－	1回／1法線
護岸工	法覆工（覆土 施 工 が あ る 場 合）	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1工事	－	－	1回／1工事
	基礎工、根固 工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1工事	－	－	1回／1工事
重要構造物 （橋門・橋管を 含む） 躯体工 （橋台） RC躯体工 （橋脚） 橋脚フットパ ン工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体 工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎 毎	1回／1工事	－	1回／土(岩)質毎
		床堀掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物	1回／1工事	A－C－B	1回／1工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1構造物	1回／1工事	－	1回／工事
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回／1構造物	1回／1工事	－	1回／工事
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	－	一般：1回／工事 重点：2回／工事
鋼 橋		仮組立て完了時（仮 組立て が省略となる場合を除く）	キャンパー、寸法等	一般：－ 重点：1回／1構造物	対象外	－	対象外
プレキャストコン クリート工 （橋脚） プレキャスト コンクリート 組立工 プレキャスト コンクリート 組立工 PCボックス 製作工 PC版板製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完 了時	設計図書との対比	一般：5％程度/総ケーパ ン数 重点：10％程度/総ケーパ ン数	一般：5％程度/総ケーパ ン数 重点：10％程度/総ケーパ ン数	－	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		プレストレス導入完 了時	設計図書との対比	一般：10％程度/総ケーパ ン数 重点：20％程度/総ケーパ ン数	一般：10％程度/総ケーパ ン数 重点：20％程度/総ケーパ ン数		一般：1回／工事 重点：2回／工事
		縦締め作業導入完 了時					
		PC鋼線・鉄筋組立 て完了 時（工場製作を除く）	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎 毎	適用除外		1回／土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更毎）	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び 長さ	1回／支保工変更毎			1回／支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回／構造の変化 毎 重点：3打設毎又は1回 ／ 構造の変化毎の頻 度の多い方 1回／200m以上臨場 に より確認			一般：1回／構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回／ 構造の変化毎の頻度 の多い方 1回／200m以上臨場 に より確認
		コンクリート打設後	出来形寸法				
トンネル内装工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回／構造の変化毎			1回／構造の変化毎
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。				各工事ごと別途定める。

注）表中の「段階確認の程度」は、目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。
 なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、涵渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
 ・土木工事品質確認技術者の臨場による品質確認で設計変更に関する確認が必要となった場合は、従来どおり監督職員による「段階確認」を行うものとする。
 ・一般監督：重点工事以外の工事
 ・重点監督：下記の工事
 イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 ロ 施工条件が厳しい工事
 ハ 第三者に対する影響のある工事
 ニ その他
 ・写真等による品質確認については、写真・施工管理データにより施工後速やかに品質の確認を行うものとする。

特仕1-1-18 建設現場のオープン化

設計図書において、建設現場へのオープン化の試行対象工事と明示された場合は、以下の要領に基づき実施するものとする。

- (1) 公共工事の品質確保について現地における監督の重要性に鑑み、これまでの臨場による監督行為に加え、モニターカメラを補助的に活用することにより、工事施工状況の把握を充実させ、契約の適正な履行と円滑な施行の確保を図ることを目的とする。

併せて、公共工事の執行に関する説明責任の向上の観点から、必要に応じ施工状況の映像を見学施設等において一般見学者等に公開することにより、事業の円滑な執行への寄与を期待するものである。

- (2) モニターカメラの設置位置については、監督職員の**指示**によるものとする。
- (3) モニターカメラの操作は、原則として監督職員が行うものとする。また、モニターカメラの稼働時間は、工事の作業実施時間内とする。なお、モニターカメラは、目的以外にはこれを使用しないことを原則とするが、盗難、テロ等にかかる危機管理上等で特に必要が生じた場合を除くものとする。

第2章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

「共仕」に示す諸基準に下記基準類を追加する。

建設省 車両用防護柵標準仕様について (平成11年2月)

日本道路協会 車両用防護柵標準仕様・同解説 (平成16年3月)

第3節 共通的工種

特仕2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 実線で示した床掘

設計図書に実線で示した床掘線は、指定したものである。受注者は、指定した勾配で床掘が困難な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

2. 点線・一点鎖線で明示又は明示のない床掘

設計図書に点線・一点鎖線で明示した床掘線又は床掘線の明示のないものは、「数量算出要領」に基づくものであり、床掘勾配を拘束するものではない。

3. 土留工等が必要と判断される場合の措置

受注者は、道路、鉄道、家屋等の近接箇所及び土質湧水等の状況により土留工等が必要と判断される場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**して施工するものとする。

4. 埋戻し

構造物の埋戻しは図面に示す埋戻し線とするが、埋戻し線の記載のない場合は、床掘り前の地盤線とする。

特仕2-3-5 縁石工

1. 敷モルタル

「共仕」第3編2-3-5縁石工の1項の敷モルタルは1：3（セメント：砂）の重量配合とする。

2. アスカーブの適用規定

アスカーブの施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

3. アスカーブの施工

アスカーブの施工にあたり、気温が5℃以下のとき、または雨天時の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の6項の規定によるものとする。

特仕2-3-8 路側防護柵工

1. 建て込み

受注者は、支柱の立て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

2. 非破壊試験による出来形管理

受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、別途「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)（平成22年3月31日付け国官技第337号）」（以下「防護柵測定要領(案)」という。）による出来形管理を行う。ただし、以下の場合にはビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

- (1) 防護柵が「防護柵測定要領(案)」の適用範囲外の場合
- (2) 受注者が測定機器を調達できない場合
- (3) 測定機器が「防護柵測定要領(案)」で定める性能基準を満たさない場合
- (4) その他非破壊試験によって出来形確認ができない場合

3. ビデオカメラによる出来形管理

受注者は、ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全数本分撮影する。

- (1) 支柱建て込み前の根入れ長測定状況
- (2) 支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了まで連続撮影

なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は別途定める**施工確認書**とともに、監督職員の要請があった場合は速やかに**提示**するとともに、検査時まで監督職員に**提出**するものとする。

特仕2-3-9 区画線工

1. 仮区画線

仮区画線については、供用期間が1ヶ月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有）、1ヶ月以上は熔融式（ガラスビーズ有）とする。

2. 修繕工事等における路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線

修繕工事等において路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。

3. 既設区画線の消去

受注者は、車線変更等を行うために、既設区画線を消去する場合には削り取らなければならない。

特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工

1. 使用セメント

ポステン主桁製作の使用セメントは、早強ポルトランドセメントとする。ただし、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

2. 異状の場合の措置

実測値に異状があった場合は、監督職員に**報告**し、適切な措置を講じなければならない。

3. PC鋼材工及び緊張工

受注者は、道路橋示方書・Ⅲコンクリート橋編19・8（PC鋼材工及び緊張工）に準拠し、実測値と緊張作業計画の予定値を対比した報告書を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、検査時まで監督職員に**提出**するものとする。

4. グラウトの配合

グラウトの配合は表5－1とするが、受注者はコンクリート標準仕様書施工編（土木学会）第25章及び基準編（土木学会）9．PCグラウト試験方法に示す品質と、強度の**確認**のため試験練りを実施し、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**するものとする。

ただし、試験方法はグラウト試験方法に基づき実施するものとする。

表5－1 グラウトの配合

名 称	普通ポルトランドセメント	水	ノンフリージング型混和剤 (ホゾリスGF1700同等品以)
グラウト材料 1 m ³ 当り	1,305kg	587 ℓ	13kg

特仕2－3－17 根固めブロック工

1. ブロックの製作

受注者は、ブロックの製作にあたっては**設計図書**に示す場所で行わなければならない。

なお、製作場所を変更する場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

2. コンクリートの打設

受注者は、コンクリートの打設にあたって、打継目を設けなければならない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

3. ブロックの据付

受注者は、根固めブロックの据付開始は、コンクリート打設後3週間経過後とする。

特仕2－3－23 現場継手工

1. 現場継手工の施工

受注者は、道路橋示方書に準拠するものとし、トルク係数値はA種に適合するものとする。

2. 記録

受注者は、「共仕」第3編2－3－23現場継手工7．（1）で作成した記録は、工事完成時に**納品**する。

特仕2－3－24 伸縮装置工

1. バックアップ材

バックアップ材については、ミルシートの**提出**のみとする。

2. 漏水防止

受注者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について**施工計画書**に記載しなければならない。

特仕 2-3-31 現場塗装工

1. 鋼材の継手部等の処理

受注者は、箱断面で鋼材の継手部等において、雨水の侵入する恐れのある部分については、パテ等により防止するものとする。

2. 下塗りの色彩

下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。

3. 中塗り・上塗りの色彩

中塗り・上塗りの色彩は**設計図書**による。

4. 塗膜破損部の補修

運搬・架設の過程に生じた塗膜破損部については、塗膜上の付着物を取り除き補修塗装を行うものとする。

なお、塗料及び使用量については、工場塗装の塗装仕様を満足するものとする。

5. 塗膜厚検査

受注者は、「共仕」第3編2-3-23現場塗装工16.（1）で作成した記録は工事完成時に**納品**する。現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、完成時に**納品**する。

特仕 2-3-32 かごマット工

「共仕」第3編2-3-32については「**提出**」を「**提示**」に読み替えるものとする。また、受注者は納入された製品について底網・蓋網・側網及び仕切網毎に使用した線材の製造工場名、製造年月日を記載した表示標、管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を保管するものとし、完成時に**納品**するものとする。

なお、施工途中において監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

特仕 2-3-34 簡易鋼製品の塗装

1. 簡易鋼製品の塗装

簡易鋼製品の塗装は、下記の仕様及び使用量とする。

下塗り…鉛系錆止 170 (140) g/m²以上 (JIS K 5623 1回塗)

上塗り…フタル酸樹脂2種 (120) g/m²以上 (JIS K 5516 1回塗)

なお、() 数値はハケ塗りの場合の標準使用量である。

2. 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっき

簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、下記のとおりとする。

鋼板・形鋼等………… JIS H 8641-2種 HDZ40 (付着量400 g/m²以上)

ボルト・ナット等… JIS H 8641-2種 HDZ35 (" 350 g/m²以上)

第4節 基礎工

特仕 2-4-1 一般事項

1. 橋梁下部の基礎工の施工

受注者は、橋梁下部の基礎工の施工にあたって、主任技術者又は監理技術者が管理技術者（道路橋示方書IV下部工第13章施工に関する一般事項13.4管理技術者）と兼務する場合は、**施工計画書**にその旨を記載しなければならない。

2. 基礎工の材料

受注者は、**設計図書**に示された場合を除き、構造物の基礎工の材料は再生クラッシュラン（RC-40）を使用しなければならない。

特仕2-4-2 土台基礎工

受注者は、間伐材を使用する場合、有害なひび割れ、腐り、曲がりのない木材を使用しなければならない。

特仕2-4-3 基礎工（護岸）

受注者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が**指示**した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。

特仕2-4-4 既製杭工

1. 中掘工法の先端処理

受注者は、**設計図書**に中掘工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会H19.1」の表3.3.1に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

なお、施工にあたっては、オーガ先端が**設計図書**に示された深さに達した時点で、速やかにセメントミルク（W/C＝60～70％）を噴出（低圧の場合：1 N/mm²以上の圧、高圧の場合：15～20 N/mm²以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理を行わなければならない。

2. セメントミルクの注入量及び注入方法

セメントミルクの注入量及び注入方法については**施工計画書**に記載し、施工にあたっては施工記録を整備・保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、完成時に**納品**するものとする。

3. 既製コンクリート杭の継手

既製コンクリート杭の継手は継手金具を用いたアーク溶接法とする。

4. 中掘工法による掘削

受注者は、中掘工法による杭支持層の**確認**は掘削速度を一定に保ってスパイラルオーガの駆動電流値の変化を電流計より記録して、事前の地盤調査結果と掘削深度の関係を把握しなければならない。

また、合わせてスパイラルオーガ引上げ時にオーガ先端部に付着している土砂を直接目視により把握するものとするが、これにより難しい場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

5. 鋼管杭の現場継手

鋼管杭の現場継手は、半自動溶接法による全周全厚突き合せ溶接とする。

6. 溶接施工管理技術者

溶接施工管理技術者は、管理技術者が兼務できるものとする。

7. 欠陥の有無の確認

「共仕」第3編2-4-4既製杭工の21項の（8）については、現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ピット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部について**確かめる**ものとする。

なお、受注者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。

補修方法は、表2-2に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。なお、補修溶接のビードの長さは40 mm以上とし、補修にあたっては、必要により予熱等を行なうものとする。

表2-2 欠陥の補修方法

	欠陥の種類	補修方法
1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダー仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
3	鋼材端面の層状われ	板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
4	アースストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい
5	仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
6	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。
7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。
8	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。
9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。
10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダー仕上げする。
11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。

8. 建込み・溶接等の記録

受注者は、「共仕」第3編2-4-4第21項（7）及び（8）の当該記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに**提示**しなければならない。

特仕2-4-5 場所打杭工

1. 2本目以降の施工

受注者は、2本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序・施工方法等を検討し**施工計画書**に記載しなければならない。

2. 場所打杭施工後の床掘

受注者は、場所打杭施工後の床掘については、場所打杭コンクリートの養生（「共仕」第1編3-6-9養生第2項）が終了した後に行わなければならない。

特仕2-4-6 深礎工

1. 掘削

受注者は、ライナープレートの組立ができる最小限の掘削にとどめなければならない。

2. ライナープレートの埋殺

受注者は、ライナープレートを埋殺施工した場合、地山との空隙を埋めるため、深礎杭のコンクリート打設後グラウトを行わなければならない。

3. グラウトモルタルの示方配合

グラウトモルタル1m³当りの示方配合は表2-3を標準とする。

表2-3 グラウトモルタルの配合比

セメント kg	C : S	起泡剤 kg	フロー値 sec (目標参考)
200以上 高炉 B	1:4～6	0.8	(25±5)

4. グラウト量

受注者は、グラウト量の検収は、セメントの充袋数及び空袋数又は流量計で行うものとし、検収数量については、監督職員と**協議**するものとする。

特仕2-4-9 鋼管矢板基礎工

受注者は、「共仕」第3編2-4-9鋼管矢板基礎工第11項（7）及び（8）の当該記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

第5節 石・ブロック積（張）工

特仕2-5-1 一般事項

1. 裏込材料

受注者は、裏込材に**設計図書**に明示された材料を使用しなければならない。

2. 水抜き孔

受注者は、水抜き孔の施工にあつたては、硬質塩化ビニル管（VPφ50mm）を用い、3m²に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮し

て設置しなければならない。

3. 伸縮目地

受注者は、伸縮目地の施工にあたっては、**設計図書**に明示された場合を除き10m毎に設けなければならない。

特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕2-5-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、**設計図書**に示された場合を除き、図2-1によるものとする。

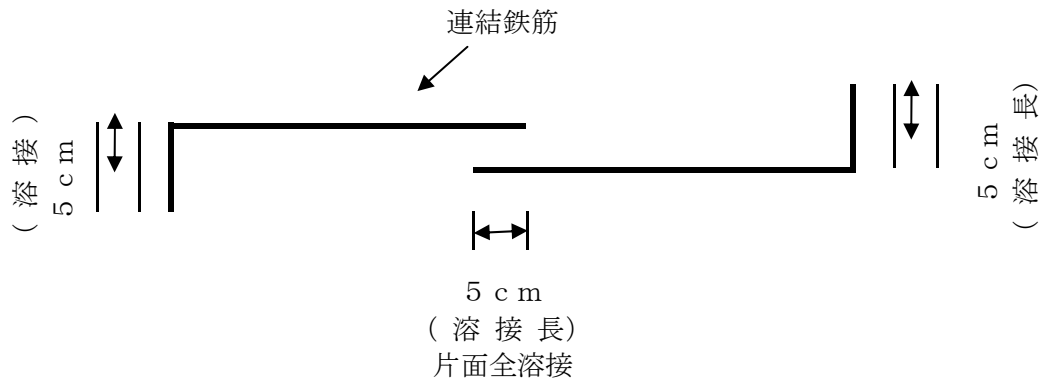


図2-1 コンクリートブロックの鉄筋継手

第6節 一般舗装工

特仕2-6-1 一般事項

1. 路肩舗装

路肩舗装は本線と同時施工する。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。

2. マウントアップ歩道

受注者は、マウントアップ歩道の摺付を5%以下の摺付勾配とし、なめらかに仕上げなければならない。なお、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とする。

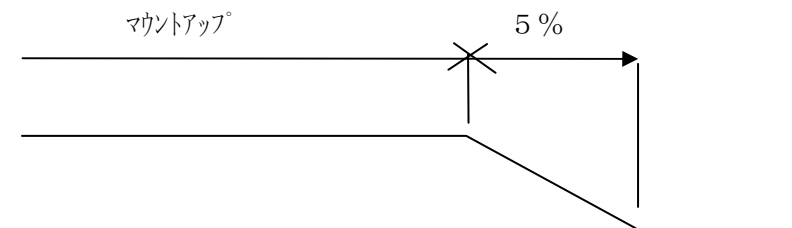


図2-2 マウントアップ歩道の摺付

特仕2-6-3 アスファルト舗装の材料

1. 粒状路盤材

受注者は、粒状路盤材について、規格品の搬入可能量を監督職員に**報告**しなければならない。

2. アスファルト混合物

受注者は、「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料におけるアスファルト混合物の事前審査制度の認定を受けたアスファルト混合物は認定書の写しを事前に**提出**することによって、配合設計、基準試験、試験練り等に代えとともに、品質管理基準による品質管理の記録及び関係書類について、監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに**提示**しなければならない。

3. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径

セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径は、40mm以下とし標準粒度範囲は表2-4とする。

表2-4 骨材の標準粒度範囲

工法 ふるい目		セメント安定処理	石灰安定処理
通過 百 質 分 量 率 (%)	53 mm	100	
	37.5 mm	95～100	
	19.0 mm	50～100	
	2.36 mm	20～60	
	75 μm	0～15	2～20

4. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の規格

セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材は、表2-5に示す品質規格に合格したもので多量の軟石、シルト、粘土塊や有機物、その他セメントの水和に有害な物質を含んではならない。

表2-5 骨材の品質規格

	試験方法	セメント安定処理	石灰安定処理
425μmふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9以下	6～18
修正CBR (%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	20以上 (上層路盤) 10以上 (下層路盤)	20以上 (上層路盤) 10以上 (下層路盤)

※舗装試験法便覧によることもできる。

5. 小規模工事の試験成績書

「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の6項における小規模工事とは、路盤材及び骨材の使用量が100m³以下をいう。

6. 小規模工事の労材試験

「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料第7項における小規模工事とは、合材量が100t以下をいう。

7. 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材

加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径は40mm以下とし、標準粒度範囲は表2-6とする。

表2-6 骨材の標準粒度範囲

工 法		加熱アスファルト安定処理
ふるい目		
通 過 質 量 百 分 率 (%)	53 mm	100
	37.5 mm	95～100
	19 mm	50～100
	2.36mm	20～60
	75 μm	0～10

8. 安定処理に使用する骨材の規格

安定処理に使用する骨材は、表2-7に示す品質規格に合格したもので、著しく吸水性の大きい骨材、多量の軟石、シルト、粘土塊や有害な物質を含んでいてはならない。

表2-7 骨材の品質規格

	試 験 方 法	規 格
425μmふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9 以下

※舗装試験法便覧によることもできる。

9. 加熱アスファルト安定処理路盤材

加熱アスファルト安定処理路盤材の基準アスファルト量は3.5～4.5%とする。

10. 混合物の種類とアスファルト量

示方アスファルト量と「共仕」第3編2-6-5アスファルト舗装工の5項の(5)による最終的な配合(現場配合)から決定した基準アスファルト量が表2-8の範囲を超える場合は、アスファルト量について変更するものとする。この場合、使用する骨材の比重が特に大きい(若しくは小さい)ためにアスファルト混合率が見掛け上変わった場合の取扱いは、容積に換算して計算するものとする。ただし、仕上りの密度が変わったための契約変更は行わないものとする。

表2-8 混合物の種類とアスファルト量

混合物の種類	瀝青安定処理	①	②		③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨
		混粗合粒物度アスファルト	混密合粒物度アスファルト		細ア粒ス度フアトル混合物	密ア粒ス度フギアヤルツトブ混合物	混密合粒物度アスファルト		細ア粒ス度フギアヤルツトブ混合物	混細合粒物度アスファルト	密ア粒ス度フギアヤルツトブ混合物	混開合粒物度アスファルト
		20	20	13	13	13	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	13
最大寸法(mm)	40	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13
アスファルト量(%)	3.5	4.5	5.0	5.2	6.0	4.5	5.0	5.5	6.0	7.5	5.5	3.5
	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
	4.5	5.5	6.0	6.2	8.0	6.5	7.0	6.5	8.0	9.5	7.5	5.5

特仕2-6-4 コンクリート舗装の材料

コンクリート舗装工で路盤等に使用する材料等は、「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の規格に適合しなければならない。

特仕2-6-7 アスファルト舗装工

1. アスファルト舗装工の施工

受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。

2. 路盤の仕上り厚が2層以上になる場合の施工

受注者は、路盤の仕上り厚が2層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。

3. 粒状路盤におけるタンパ・振動ローラ等による締固め

受注者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10cm以下となるようまき出さなければならない。

4. 上層路盤の安定処理

上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。

5. 養生

受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。

6. 敷ならし

受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。

受注者は、やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを**確認**し施工しなければならない。

- (1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
- (2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は185℃を超えてはならない。
- (3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
- (4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
- (5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
- (6) 混合物の転圧延長は10m以上にならないようにする。

7. プライムコート・タックコート

プライムコートの使用量は1.2ℓ/㎡とし、タックコートの使用量は0.4ℓ/㎡とする。

特仕 2-6-12 コンクリート舗装工

上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。

特仕 2-6-13 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、「特仕」第3編特仕 2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕 2-6-14 ブロック舗装工

1. ブロック舗装工の施工

ブロック舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕 2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

2. インターロッキングブロックの規格

インターロッキングブロックの規格は表 2-9 のとおりとし、受注者は、これを証明する試験成績表を監督職員の要請があった場合は速やかに**提示**するとともに、検査時まで監督職員に**提出**するものとする。

表2-9 インターロッキングブロックの規格

		種 類	記 号	曲げ強度	透水係数
強 度	普通インター ロッキング ブロック		N－ 1	4.9N/mm ²	
			N－ 2	以上	
	透水性インター ロッキング ブロック		P－ 1	2.9N/mm ²	1 × 10 ⁻²
			P－ 2	以上	cm/sec
	植生用インター ロッキング ブロック		G－ 1	3.9N/mm ²	
			G－ 2	以上	
厚 さ	普通、植生用インター ロッキングブロック			± 3 mm	
	透水性インター ロッキングブロック			+ 5、－ 1 mm	
寸法	普通、透水性、植生用 インターロッキングブロック			± 3 mm	

注1) 1：一層型インターロッキングブロック

2：二層型インターロッキングブロック

注2) インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロックおよび化粧インターロッキングブロックにおいては、32N/mm²以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、17N/mm²以上でなければならない。

3. ブロックの色彩・パターン

受注者は、ブロックの色彩・パターンについて、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

特仕2-6-15 路面切削工

1. 路面切削工

受注者は、施工前に本条2項又は自動横断測定法により現地の計測を行い、切削厚さが設計平均深さになるよう計画高を決め、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

なお、平均厚さに±5mm以上の変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員に協議するものとする。

2. 現地測量による方法

- (1) 横断方向の測定箇所は2車線道路で9点、4車線道路で片側9点（全体18点）とする。
- (2) 平均厚の計算は、「数量算出要領」に準ずるものとする。

- (3) 切削深さの管理は、2車線道路で5点法、4車線道路で9点法により行わなければならない。

特仕2-6-16 舗装打換え工

1. 舗装打換え

受注者は、舗装打換部の既設アスファルト版については、コンクリートカッタで切断したのち、損傷部分を取りこわさなければならない。打換にあたっては、舗装版路盤に悪影響のないよう施工しなければならない。

2. 路盤の入替

受注者は、路盤を入替えるときには、隣接する路盤をゆるめないよう施工しなければならない。

3. 仕上り厚さ

受注者は、一層の仕上り厚さが7cm以下になるよう舗設しなければならない。

4. 締固め

受注者は、ローラ等により品質を確保するための締固め度が得られるよう、締固めなければならない。

特仕2-6-18 アスファルト舗装補修工

1. 欠損部の補修材

受注者は、アスファルト舗装のポットホール・段差・局部的なひびわれ及びくぼみ・コンクリート舗装の目地縁部あるいはひびわれの角欠け・段差・穴あき等の欠損部の補修にあたっては、加熱アスファルト合材を使用して舗設しなければならない。

2. 欠損部の補修

受注者は、欠損部の補修の施工については、既設舗装面を清掃後タックコートを施工し、加熱アスファルト合材を敷ならしたのち、振動ローラ等により締固めなければならない。

3. 目地材の充填

受注者は、アスファルト舗装の亀裂箇所、目地材が充填できる亀裂箇所には、石・ごみ・どろ等を吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、プライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。

4. パッチング

受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に提出しなければならない。

特仕2-6-19 コンクリート舗装補修工

1. 注入孔

コンクリート版における注入孔は、4㎡に1ヶ所、孔径は50mm程度とし、削孔箇所は等間隔・千鳥状とする。受注者はクラック発生状況により位置の変更が必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

2. 計測装置・計画方法

受注者は、計測装置・計画方法を施工計画書に記載しなければならない。

3. 目地材の充填

受注者は、コンクリート舗装の目地及び充填できる亀裂箇所には、古い目地材・石・ごみ・どろ等の異物を人力で取り除き、清掃を行ったのちプライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。

4. 沈下量の測定

受注者は、注入完了後、沈下量の測定を行うものとし、測定箇所は舗装版1枚につき1点とする。注入後の測定値が0.4mm以上の場合は、再注入を行わなければならない。

なお、注入孔は前回とは別途に削孔しなければならない。

また、再注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に**報告**するものとする。

第7節 地盤改良工

特仕2-7-3 置換工

受注者は、構造物の基礎面等で、置換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

特仕2-7-9 固結工

1. 施工計画

受注者は、薬液注入工の着手前に薬液注入工の**施工計画書**を監督職員に**提出**するものとする。

2. 薬液注入の採用

受注者は、薬液注入の採用に際しては、暫定指針（建設省通達）による調査を行わなければならない。

3. 地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合の措置

受注者は、地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合は、薬液注入の流出を防止するためゲルタイムの調整等の措置を講じなければならない。

4. 水質の監視

受注者は、地下水及び公共用水の水質の汚濁の恐れがある場合は、水質の状況を監視しなければならない。

第8節 工場製品輸送工

特仕2-8-1 一般事項

受注者は、輸送に関する関係官公署への特殊車両申請等の手続きについては、輸送を行う前に許可を受けておかなければならない。

第10節 仮設工

特仕2-10-5 土留・仮締切工

土の締め固めについては、「特仕」第1編特仕2-3-3盛土工の4項の規定によらなければならない。

特仕2-10-16 トンネル仮設備工

1. トンネル用濁水処理設備

受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置については、「共仕」第3編2-10-16トンネル仮設備工のほか、停電等の非常時にも対応した設備としなければならない。

2. 粉じん対策

受注者は、トンネル工事における粉じん対策の充実を図るため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（厚生労働省）及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル」（国土交通省）に基づき粉じん対策を実施しなければならない。

3. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、トンネル坑内作業環境を改善するため、「トンネル工事に用排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた建設機械を使用しなければならない。また、内燃機関付の機械を使用する場合は、有害ガス・ばい煙による汚染対策用装置を装備したものを使用しなければならない。

4. 粉じん対策設備

受注者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

5. 呼吸用保護具

受注者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸保護具等の有効な呼吸用保護具を使用しなければならない。

第12節 工場製作工（共通）

特仕2-12-2 材 料

1. 鋼板

受注者は、鋼板について、あらかじめ板取表を監督職員に**提出**するものとする。

2. 機械試験

受注者は、機械試験について、試験する箇所を監督職員に**確認**を受けるものとする。また、機械試験について、JISの試験方法により引っ張り・曲げ及びシャルピー衝撃試験を行い、その結果を監督職員に**提出**するものとする。

3. 支承・排水桝・高力ボルト

受注者は、支承、排水桝、高力ボルト（JIS規格品を除く）について、使用材料の機械試験成績表やミルシートなど品質を証明する資料及び施工管理写真を監督職員に**提出**するものとする。

4. 塗料

塗料については、「特仕」第2編特仕2-11-1一般事項の規定によらなければならない。

特仕2-12-3 桁製作工

1. 仮組立て検査

受注者は、**設計図書**に示された方法により仮組立て検査を実施しなければならない。

1) 直接仮組立て検査を実施する場合

受注者は、仮組立て方法、計測方法等について**施工計画書**に記載し、監督職員に**提出**するものとする。

なお、直接仮組立てに替えて直接仮組立と同等の精度の検査が行えるシミュレーション仮組立て検査で実施する場合は、監督職員と**協議**するものとする。

2) 仮組立て検査を簡略化（省略）する場合

受注者は、仮組立て検査を簡略化（省略）する場合の方法について、**施工計画書**に記載し監督職員に**提出**するものとする。

なお、仮組立て検査を実施しない場合は、土木工事施工管理基準（案）の出来形管理基準及び規格値第3編2章第12節3-2桁製作工及び第3編第2章第13節1条橋梁仮設工により管理するものとする。

3) 段階確認

(1) 直接仮組立て検査を実施する場合は、仮組立て完了時に土木工事施工管理基準（案）に基づき部材精度及び仮組立て精度の**段階確認**を受けなければならない。

また、シミュレーション仮組立て検査を行う場合は、部材精度の**段階確認**を受けるものとするが、仮組立て精度の**確認**については資料の**提出**による**確認**に代えることができるものとする。

(2) 仮組立て検査を実施しない場合は、部材精度の**確認**を受けるものとする。

(3) 上記(1)、(2)の**段階確認**は、既済部分検査及び中間技術検査と兼ねることができるものとする。

2. 溶接施工

受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、「共仕」第3編2-12-3桁製作工(3)①の1)から8)の事項を**施工計画書**に記載した上で施工しなければならない。

第13節 鋼橋架設工

特仕2-13-2 地組工

1. 仮置き中の部材の損傷等の処置

仮置き中に部材に、損傷、汚損および腐食が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡するとともに、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。

2. 組立て中の部材の損傷の処置

組立て中に損傷があった場合は、速やかに監督職員に**連絡**するとともに、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。

3. 本締め

本締めに先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを**確認**し、その結果を監督職員に**連絡**するものとする。

特仕2-13-3 架設工（クレーン架設）

1. ベント

受注者は架設を自走クレーン等のベント方式で施工する場合には、桁下に全巾のベントを組立て本締めをすることとし、ベントを半分程度組立て仮締め又は本締め後横引する工法は、採用してはならない。これにより難しい場合に、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

2. 現道上における架設

受注者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。

特仕2-13-4 架設工（ケーブルクレーン架設）

受注者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。

特仕2-13-5 架設工（ケーブルエレクション架設）

架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。

特仕2-13-6 架設工（架設桁架設）

受注者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。

特仕 2-13-7 架設工（送出し架設）

桁架設の施工については、「特仕」第3編特仕 2-13-6 架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

特仕 2-13-8 架設工（トラベラークレーン架設）

受注者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。

第14節 法面工（共通）

特仕 2-14-2 植生工

1. 市松芝張

市松芝張工は芝を1枚おきに市松模様に施工するものをいう。

2. 種子帯

受注者は、種子帯の施工にあたっては、土羽の仕上げと同時に、のり長方向30cm間隔に埋込まなければならない。

特仕 2-14-3 吹付工

1. 吹付モルタルの配合

コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工の吹付モルタルの配合は表 2-1 とする。

表 2-1 吹付モルタルの配合比

	W/C	C:S:G	C:S
コンクリート吹付	45～55%	1:4:1	
モルタル吹付	45～55%		1:4

注) 吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、「共仕」第2編 2-3-2セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。

2. 吹付工法

吹付工法は湿式とする。

3. 既設モルタル吹付の更新

受注者は、既設モルタル吹付の更新を行う工事では、活膜は残すが剥離したモルタル及び浮石等は除去しなければならない。

4. 設計厚の確保

受注者は、吹付作業に先立ち20㎡に1ヶ所程度釘又は鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。

5. ラス張アンカー鉄筋・補強アンカー鉄筋

受注者は、ラス張アンカー鉄筋（φ16mm×400mm）については、100㎡当り30本の割で設置しなければならない。また、補強アンカー鉄筋（φ9mm×200mm）は、100㎡当り150本の割で設置しなければならない。

6. ラウンディング

受注者は、吹付けのり面天端付近にラウンディング（R＝1m程度）を行い、雨水の浸透を防止するため吹付モルタルで巻き込まなければならない。

7. 水抜きパイプ

受注者は、3㎡に1ヶ所の割合で水抜きパイプ（VPφ50mm）を取付けなければならない。ただし、湧水箇所には重点的に取付けなければならない。

8. 規定準拠

受注者は、コンクリート吹付工の施工にあたっては、本条2項～7項の規定に準拠しなければならない。

特仕2-14-4 法枠工

1. 凹凸の処理

受注者は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付工などで凹凸を少なくしたのち、型枠を組立てなければならない。

2. 型枠の組立

受注者は、型枠の組立てにあたっては、縦方向の型枠を基本に組立てすべり止め鉄筋で固定しなければならない。

3. 中詰めの施工

受注者は、中詰めの施工にあたっては「のり枠工の設計、施工指針（案）5.1プレキャスト枠工の施工（3）中詰め」に準じなければならない。

また、耐水性ダンボール製・板製・プラスチック製等の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰工を施工しなければならない。

4. 水抜き管の組立て

受注者は、水抜き管の組立てにあたっては、吹付施工時に移動しないように設置し、目詰りを起こさないように施工しなければならない。

5. モルタル又はコンクリートの配合

受注者は、吹付けに使用するモルタル又はコンクリートの配合ならびに水セメント比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度 $\sigma_{ck}=15\text{N}/\text{mm}^2$ を満足するように配合試験によって決定しなければならない。

6. 枠の吹付け

受注者は、枠の吹付けにあたっては、のり面下部から施工しなければならない。やむを得ずのり面上部から施工する場合には、はね返り等を排除しながら施工しなければならない。また吹付け施工は、極端な高温又は低温の時期や強風時を避けなければならない。

7. 吹付継手

受注者は、縦枠の途中で吹付継手を設けないものとする。やむを得ず吹付継手を設けなければならない場合には、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものをすべて除去し、清掃、かつ湿らせてから施工しなければならない。

8. 吹付けの施工

受注者は、吹付けの施工にあたっては、型枠断面より極端に大きくならないように施工しなければならない。

特仕2-16-3 浚渫船運転工

受注者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工においては、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、速やかに監督職員に連絡し、速やかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

第17節 植栽維持工

特仕2-17-3 樹木・芝生管理工

1. 剪定

受注者は、樹種本来の形（円柱上・逆円錐状・狭円錐状・卵状・球状・広卵状等）を維持していくように剪定しなければならない。

2. 枝の除去方法

受注者は、樹冠の生長の均一をはかるため、頂上枝は少なく、下方枝は多く残さなければならない。

3. 剪定の順

受注者は、樹冠形上不必要な枝（徒長枝・弱枝・ふところ枝・からみ枝等）・枯枝・胴吹き枝をまず除去し、樹木の上部から下部にむかって行わなければならない。

4. 新生枝の取り扱い

受注者は、枝を切る場合には、必ず新生枝の先端を残して切るようにしなければならない。

5. 枝のこぶの除去

受注者は、枝のこぶをつとめて除去しなければならない。この場合、こぶ先の主枝を残すようにこぶのすり取りをしなければならない。

6. 剪定作業

剪定作業は、表15－6の種類とする。

表15－6 剪定作業の種類（高木）

区 分	目通り周（cm）
剪 定 A	30未満
剪 定 B	30～60未満
剪 定 C	60～90未満
剪 定 D	90～120未満

7. 夏期剪定

受注者は、夏期剪定にあたっては、樹冠内部に陽光や風が入るように樹形保持と樹勢の均衡をはかるよう剪定し、過度の剪定とならないようにしなければならない。

8. 冬期剪定

受注者は、原則として冬期剪定にあたっては、樹高・樹冠を一定の形に整えるとともに、次の繁茂期の緑のために、骨格となる枝条の発育が均斉となるよう剪定しなければならない。

9. 刈り込みの形

受注者は、刈り込みにあたっては、樹種特有の形（マメツゲ類は球形状・カイズカイブキは紡錘形・ツバキ・サザンカ・キャラボク・サツキ・ツツジ・ゲンショウゲ・トベラ等は半球形状）になるように行わなければならない。

10. 低木が連続して植え込んである場合の刈り込み

受注者は、刈り込みにあたっては、低木が連続して植え込んである場合には、全体的な修景を考慮して行わなければならない。

11. 人力による芝刈り

受注者は、人力による芝刈りにあたっては、地上高1 cm程度に刈取るとともに、

縁石等からはみだした芝を切取り、整形しなければならない。

12. 機械による芝刈り

受注者は、機械による芝刈りにあたっては、機械（エンジン付）芝刈機及び肩掛式芝刈機で地上高1cm程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切取り、整形しなければならない。

13. 人力による抜根

受注者は、人力による抜根にあたっては、植栽枡・歩道（ブロック舗装）・中央分離帯等の連続した箇所、雑草を引き抜かなければならない。

14. 架空線又は信号機、道路標識等の道路付属物に接する枝の剪定

受注者は、架空線又は信号機、道路標識等の道路付属物に接触し、特に道路の通行及びその効用に支障がある街路樹の枝を剪定し、監督職員に報告するものとする。

15. 街路樹の補植

受注者は、枯死又は損傷した街路樹の補植について、設計図書に示す場合を除き、樹種・規格支柱等について設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

16. 支柱の取換え

受注者は、破損又は腐蝕した支柱の取換えにあたって、設計図書に明示する場合を除き、形状・規格・設置位置等について監督職員の指示によらなければならない。

17. 支柱の取り除き

受注者は、古い支柱をていねいに取除かなければならない。

18. 追肥

受注者は、追肥にあたっては、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を後から補うために主として、球状の無機質系肥料を与えなければならない。

肥料の種類・使用量等は設計図書によるものとする。

19. 雨水等対策

受注者は、肥料の種類によって、養分が雨水等で流失しないようにしなければならない。

20. 施肥

施肥は、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を補うとともに、土壌の改良もはかるものである。

21. 肥料・土壌改良剤の種類・使用量・土の削り起し深さ等

肥料・土壌改良剤の種類・使用量・土の削り起し深さ等は、設計図書によるものとする。

22. 薬剤散布

受注者は、薬剤散布にあたっては、常に作業員の健康維持、沿道住民及び歩行者等の迷惑とならないようにするとともに、使用済の空瓶・空袋等は、危険のないように処理しなければならない。

23. 薬剤の種類・作業時間等

薬剤の種類・作業時間等については、設計図書によるものとする。

24. 街路樹等の応急維持

(1) 街路樹等の応急維持班の構成は、表15-7とする。

表15－7 街路樹等の応急維持班の構成

区分 \ 構成	世話役	造園工	普通作業員	運転手	車 種	摘 要
応 急 維 持 A	－	1	1	1	作 業 車	
応 急 維 持 B	1	4	2	2	作 業 車 ライトバン	

(2) 街路樹等の応急維持は、作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとする。

(3) 街路樹等の応急維持は、昼間作業とする。

第18節 床版工

特仕 2－18－2 床版工

1. 打設計画

受注者は、コンクリートの打設計画（順序・方法・打数量）について**施工計画書**へ記載する。

2. ポンプ車の使用

受注者は、コンクリート打設にポンプ車を使用する場合には、吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまでは打設してはならない。

また、コンクリートを配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように、足場等を設けて施工することとする。

3. 空隙の処理

受注者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充てんしなければならない。

なお、モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕 4－5－10 支承工の規定によらなければならない。

4. 現場溶接

受注者は、床版型枠吊金具及び床版厚検測用鋼材の現場溶接を行う場合には、その理由、施工方法を**施工計画書**に記載しなければならない。